

役員報酬等の支給基準規程

社会福祉法人 誠友会

社会福祉法人 誠友会 役員報酬等の支給基準規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠友会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 この規程において常勤の役員等とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 この規程において非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の役員以外の者をいう。

4 この規程において報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 常勤役員等 報酬、賞与、退職慰労金

(2) 非常勤の役員等 報酬

2 常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または就任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬 別表1に定める額

(2) 賞与 別表2に定める額

(3) 退職慰労金 別表3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当 職員給与規程に準ずる額

2 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表4に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。(ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする)

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内とする。

2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が法人業務を行う場合の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 交通費届によって申し出された距離に1キロメートル17円をかけた金額を支払う。ただし、交通費届の申し出がないものについては、領収証等の支払いが証明できるものをもって支払う。

2 理事において、この法人の職員を兼務する者には、第1項は適用しない。

3 役員等が法人業務を行う場合の旅費は、当該費用を支給する。

(慶弔見舞金)

第7条 役員等への慶弔見舞金-は、別表5及び別表6に定める額を支給するほか、生花及び弔電を供えることができる。

2 役員等の親族が死亡したときは、別表7に定める額を支給するほか、生花及び弔電を供えることができる。

(報酬等の日割計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する

この規程を、令和 3年 6月25日一部改正する

別表1（常勤役員等の報酬）

常勤役員等就任期間	金額
5年未満	300,000円
5年以上10年未満	400,000円
10年以上15年未満	480,000円
15年目以上	550,000円

※1 但し、理事長の役員報酬の月額は、上記報酬額の1.5倍とする。

※2 常勤役員等の就任期間は4月1日を基準日とし、年度の途中で報酬額の変更はしないものとする。ただし理事長が理事にまたは理事が理事長に就任した場合は、就任した月の翌月（その日が初日の場合は当月）から改定するものとする。

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×1.5ヶ月分以内
12月の賞与	報酬月額×1.5ヶ月分以内

別表3（常勤役員等の退職慰労金）

在任年数	常勤役員等
6年以上10年未満	最終報酬月額×在任年数×0.5
10年以上15年未満	最終報酬月額×在任年数×0.6
15年以上20年未満	最終報酬月額×在任年数×0.8
20年以上25年未満	最終報酬月額×在任年数×0.9
25年以上	最終報酬月額×在任年数×1.0

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合（日額）

5,000円

(2) 監事が、監査会を実施した場合（日額）

5,000円

参考 評議員選任・解任委員会外部委員が委員会に出席した場合（日額）

5,000円

別表5（慶事及び見舞金）

	基準額
受章祝金	ア、知事、厚生労働大臣表象受章のとき 20,000円 イ、国の褒章制度による褒章受章のとき 30,000円 ウ、理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内
傷病見舞金	ア、私傷病見舞金（2週間以上） 10,000円 イ、業務上の傷病による見舞金（通勤災害を含む） 30,000円
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内

別表6（弔慰金）

役職名	基準額	備考
理事長	100,000円	弔電・生花
その他の役員等	50,000円	同上

別表7（役員等の親族への香華料）

対象者	支給基準額	備考
父母・配偶者及び子	30,000円	弔電・生花